



五管区水路通報第30号

314項-321項

令和6年8月2日

- [索引](#)
- [通報各項](#)
- [有効通報一覧](#) (直近3ヶ月以内に限る)
- [参考情報](#)

※ 本通報に使用している経度、緯度は[世界測地系\(WGS-84\)](#)に基づいています ※



五管区水路通報のバックナンバー（本年分）になります。
昨年以前のバックナンバーについては[こちら](#)をご覧ください。



五管区水路通報に関する説明事項をまとめた解説です。
ご利用の際にあわせてご確認をお願いします。



水路業務法に基づく許可を受けた水路測量をこちら※に公示しています。
公示されるものは五管区水路通報への掲載を省略しています。
※第五管区海上保安本部の管轄区域内（以下、管内）に限ります



管内において定例的に実施されている小型船舶実技講習、ヨット等レース（練習を含む）などの実施
区域をこちらにまとめて掲載しています。
ここに掲載されていないものについては五管区水路通報で情報提供いたします。



管内の沿岸部に設置されている定置網等の漁具に関する情報を掲載しています。
これらの漁具付近では事故が発生しやすいことから注意して航行をお願いします。
なお、漁業法による定置漁具の概略位置は[海洋状況表示システム\(海しる\)](#)に掲載しています。



海上保安庁または防衛省自衛隊が管内において常時または定例的に実施している訓練に関する情報を
掲載しています
防衛省自衛隊が実施する訓練情報は[こちら\(防衛省\)](#)からも確認することが可能です。



水路通報を文字だけではなくビジュアル的に表示させて確認することができます。
※ビジュアルページは[こちら](#)から（"第五管区水路通報"にチェックを入れてください）

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL: 078-391-6651 (内線2515、2516) FAX: 078-332-6307 (自動受信)



※背景图(出典):国土地理院 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

第 314項	紀伊水道南方		射撃訓練
第 315項	本州南岸	櫻野埼北北東方	灯台高さ等変更
第 316項	本州南岸	串本港	航泊禁止区域設定
第 317項	紀伊水道	和歌山下津港、海南区、第1区	水門築造工事
第 318項	大阪湾	深日港	掘下げ作業
第 319項	大阪湾	阪南港、第2区	掘下げ作業
第 320項	大阪湾	阪南港、第1区	掘下げ作業

★ 6年314項 紀伊水道南方 射撃訓練

紀伊水道南方において、航空機による射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年8月15日 1000～1300
区 域 33-34.8N 135-03.0Eを中心とする半径5海里の円内
海 図 W 7 7 (J P 共)
出 所 五本部警備救難部

[→TOP](#)



★ 6年315項 本州南岸 - 樫野埼北北東方 灯台高さ等変更

下田原港南防波堤灯台(灯台表第1巻2887.5)(33-31.8N 135-52.5E)は、灯器交換により下記のとおり光達距離及び高さに変更された。

変 更 日 令和6年7月30日
光 達 距 離 旧) 3.0海里
新) 3.5海里
高 さ 旧) 4.9m
新) 4.7m
海 図 W 4 6 - W 9 9
参 照 書 誌 灯台表(411)
出 所 五本部交通部、田辺海上保安部

[→TOP](#)



★ 6年316項 本州南岸 - 串本港 航泊禁止区域設定

串本港において、一般船舶の航泊が禁止される。

(行事に従事する船舶及び官公庁船を除く。)

期 間 令和6年8月3日(予備日8月4日) 1800~2100

区 域 下記(1)と(2)、(3)と(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 33-28-03.3N 135-47-13.4E (岸線角)

(2) 33-28-01.1N 135-47-10.4E (岸線角)

(3) 33-27-54.8N 135-47-09.9E (岸線角)

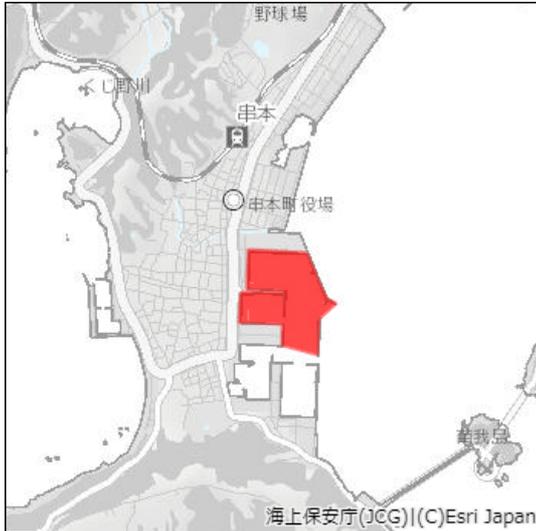
(4) 33-27-56.4N 135-47-02.9E (岸線角)

備 考 警戒船を配備

海 図 W99(分図「串本港」)

出 所 田辺海上保安部長公示第1号(6.7.26)

[→TOP](#)



★6年317項 紀伊水道 - 和歌山下津港、海南区、第1区 水門築造工事

五管区水路通報6年17号201項関連

藤白地区において、潜水士・クレーン付台船等による水門築造工事が実施されている。

期 間 令和8年3月26日まで 日出~日没

区 域 34-08-59N 135-12-32E 付近

備 考 区域内に灯付浮標を設置

警戒船を配備

海 図 W1145

出 所 和歌山下津港長

[→TOP](#)



★6年318項 大阪湾 - 深日港 掘下げ作業

深日港において、バックホウ浚渫船による掘下げ作業が実施されている。

期 間 令和6年8月31日まで(予備日9月1日~10月10日) 日出~日没

区域 34-19-22N 135-07-08E 付近
備考 警戒船を配備
海図 W 1 3 9 8
出所 岸和田海上保安署

[→TOP](#)



★6年319項 大阪湾 - 阪南港、第2区 掘下げ作業

物揚場前面において、グラブ浚渫船による掘下げ作業が実施されている。

期間 令和6年8月31日まで（予備日9月1日～10月10日） 日出～日没

区域 下記5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-27-19.8N 135-21-22.3E（岸線上）
- (2) 34-27-18.9N 135-21-21.6E
- (3) 34-27-19.8N 135-21-19.8E
- (4) 34-27-24.3N 135-21-22.9E
- (5) 34-27-23.4N 135-21-24.7E（岸線上）

備考 警戒船を配備
海図 W 1 1 4 1（JP共）
出所 阪南港長

[→TOP](#)



★6年320項 大阪湾 - 阪南港、第1区 掘下げ作業

大津川河口付近において、バックホウ浚渫船による掘下げ作業が実施されている。

期間 令和6年8月31日まで（予備日9月1日～10月10日） 日出～日没

区域 34-30-15N 135-22-51E 付近

備考 警戒船を配備

海図 W 1 1 1 0（JP共）-W 1 1 4 1（JP共）

出所 阪南港長

[→TOP](#)



★6年321項 瀬戸内海 - 淡路島、江井港付近 魚礁設置

江井港付近において、魚礁が設置された。

区域 34-28-12.5N 134-50-00.9E 付近
備考 魚礁 (1.0m×1.0m×高さ0.85m) 計3基
海図 W131(JP共)
出所 神戸海上保安部

[→TOP](#)



※ 2024年5月2日以降で現在有効な五管区水路通報一覧（直近3ヶ月以内に限る）

W46	2024-30-315
W59	2024-25-278 、 2024-18-215
W99	2024-30-315
JP101A	2024-29-309 、 2024-29-308 、 2024-21-242
W101A	2024-29-309 、 2024-29-308 、 2024-21-242
W105	2024-20-237
W106	2024-29-309 、 2024-27-295
JP106	2024-29-309 、 2024-27-295
JP107	2024-26-287 、 2024-24-270 、 2024-23-262
W107	2024-26-287 、 2024-24-270 、 2024-23-262
W108	2024-17-206
JP108	2024-17-206
W110	2024-18-217 、 2024-18-216
JP112	2024-27-300
W112	2024-27-300
JP123	2024-25-274 、 2024-23-260 、 2024-23-258 、 2024-22-253 、 2024-21-240
W123	2024-25-274 、 2024-23-260 、 2024-23-258 、 2024-22-253 、 2024-21-240
JP131	2024-30-321 、 2024-26-288 、 2024-23-262
W131	2024-30-321 、 2024-26-288 、 2024-23-262
W134A	2024-21-246
W134B	2024-20-236
JP134B	2024-20-236
JP150A	2024-29-309 、 2024-27-295
W150A	2024-29-309 、 2024-27-295
W150B	2024-23-262
JP150C	2024-27-300
W150C	2024-27-300
W157	2024-27-292 、 2024-26-290
W1103	2024-29-309 、 2024-27-295 、 2024-25-274 、 2024-23-259 、 2024-23-258 、 2024-18-209
JP1103	2024-29-309 、 2024-27-295 、 2024-25-274 、 2024-23-259 、 2024-23-258 、 2024-18-209
W1104	2024-18-214
W1107	2024-29-308 、 2024-26-285
JP1107	2024-29-308 、 2024-26-285
W1110	2024-30-320 、 2024-27-296 、 2024-27-295 、 2024-23-257 、 2024-19-223
JP1110	2024-30-320 、 2024-27-296 、 2024-27-295 、 2024-23-257 、 2024-19-223
W1113	2024-26-288
JP1141	2024-30-320 、 2024-30-319 、 2024-24-268 、 2024-18-209
W1141	2024-30-320 、 2024-30-319 、 2024-24-268 、 2024-18-209
W1145	2024-30-317 、 2024-22-251 、 2024-20-230 、 2024-20-229 、 2024-20-228 、 2024-18-208
JP1146	2024-25-274 、 2024-23-259 、 2024-23-258 、 2024-22-253
W1146	2024-25-274 、 2024-23-259 、 2024-23-258 、 2024-22-253
W1148	2024-23-260 、 2024-22-253
W1150	2024-24-267 、 2024-22-252 、 2024-17-202
JP1150	2024-24-267 、 2024-22-252 、 2024-17-202
W1398	2024-30-318

参考情報

GIS地理情報の提供について（試行中）



五管区水路通報をKML形式で提供しています。
このデータは五管区水路通報に地理空間情報を組み合わせたもので対応するソフトウェアでの表示が可能です。（※詳細については[こちら](#)を参照してください）

アンケートの実施について



五管区水路通報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。



五管区地域航行警報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。

[海上保安庁海洋情報部](#)

[水路通報](#)

[航行通報](#)

[灯台表（追加表）](#)

[水路誌（追補）](#)

[水路業務法第8条に基づく公示](#)

[【▲ページトップへ戻る】](#)